大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和3年8月10日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課に おいて縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和3年8月10日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン各務原(Bゾーン)各務原市蘇原花園町2丁目1-1 外15筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 NTT・TCリース株式会社 代表取締役 成瀬 明弘 東京都港区港南1-2-70

3 変更した事項

(1)大規模小売店舗において、小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(18/13/19/20/1	
変更前	変更後
株式会社西松屋チェーン	株式会社西松屋チェーン
代表取締役 大村 禎史	代表取締役 大村 禎史
兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	兵庫県姫路市飾東町庄266-1
外 4 者	外4者

4 届出年月日令和3年8月2日